

令和4年3月31日会議提出議案一覧

- 議案第73号 令和4年度鳥羽市一般会計補正予算（第1号）
- 議案第74号 令和4年度鳥羽市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第75号 鳥羽市職員給与条例の一部改正について
- 議案第76号 鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第77号 鳥羽市市税条例等の一部改正について
- 議案第78号 鳥羽市都市計画税条例の一部改正について
- 議案第79号 鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第80号 鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について

令和4年3月31日会議提出議案概要

議案第73号 令和4年度鳥羽市一般会計補正予算（第1号）

議案第74号 令和4年度鳥羽市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

（別紙の予算概要を参照）

議案第75号 鳥羽市職員給与条例の一部改正について

（総務課）

人事院勧告に基づき、本市職員の令和4年度以降の期末手当の支給率を年間0.15月分引き下げるため、所要の改正を行う。

また、併せて本来昨年（令和3年）の12月期支給分にて調整される予定だった引き下げ相当分を、令和4年6月期支給分にて調整するための特例措置を設ける。

<主な内容>

・令和4年6月期分から反映

管理職員 1.075月→1.000月（△0.075）

6月分 12月分

合計支給率 1.00月 + 1.00月 = 2.00月（△0.15）

一般職員 1.275月→1.200月（△0.075）

6月分 12月分

合計支給率 1.20月 + 1.20月 = 2.40月（△0.15）

令和4年6月期分のみの特例措置算出方法（※一般職員の場合）

（期末手当基礎額×1.20月） - （令和3年12月期期末手当支給額×0.15月）

= 令和4年6月期期末手当支給額

議案第76号 鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

(総務課)

正規職員の支給率を準用している会計年度任用職員の期末手当支給率について、会計年度任用職員の処遇を維持するため、当分の間、同職員の期末手当支給率を据え置く経過措置を設ける。

<主な内容>

合計支給率 1.20月 + 1.20月 = 2.40月 とあるのを

合計支給率 1.25月 + 1.25月 = 2.50月 と読み替える

議案第77号 鳥羽市市税条例等の一部改正について

(税務課)

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う。

<主な内容>

■市民税

- ・ 公的年金等受給者の市民税申告義務にかかる規定の整備
- ・ 給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族申告書について、記載事項に配偶者の氏名を追加するよう改正
- ・ 住宅ローン控除について延長及び見直し

(※この措置による減収については全額国費で補填)

《期限の変更》

入居期限：令和3年末 → 令和7年末

居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の

適用期限：令和3年末 → 令和5年末

特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の

適用期限：令和3年末 → 令和5年末

《内容の変更》

消費税率引上げに伴う反動減対策としての借入限度額の上乗せ措置を終了し、新たに住宅性能などに応じた上乗せ措置を講ずる等

ほか

■固定資産税

- ・ 激変緩和の観点から、令和4年度分に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅について、評価額の2.5%（現行5%）を加算した額とする特例措置を規定

ほか

■全般

- ・ 引用条項及び本条例の項ズレの改正

ほか

議案第78号 鳥羽市都市計画税条例の一部改正について

(税務課)

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う。

<主な内容>

- ・激変緩和の観点から、令和4年度分に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅について、評価額の2.5%（現行5%）を加算した額とする特例措置を規定
- ・引用条項のズレの改正

ほか

- ・施行期日：令和4年4月1日（令和3年度分までの都市計画税は従前の例による）

議案第79号 鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正について

(市民課)

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う。

<主な内容>

- ・課税限度額の引き上げ
63万円 → 65万円
19万円 → 20万円
- ・施行期日：令和4年4月1日（令和3年度分までの国民健康保険税は従前の例による）

議案第80号 鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について

(市民課)

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に係る傷病手当金の支給に関する特例の適用期間について、所要の改正を行う。

<主な内容>

- ・特例の適用期限を3か月延長
令和4年3月31日まで → 令和4年6月30日まで